

宿泊室の床面積の合計が 50 ㎡を超える場合又は届出住宅内に家主が不在の場合

非常用照明器具の設置及び構造が以下を満たしていること

居室及び避難経路に設置

(居室については、H12 建設省告示第 1411 号を満たしている場合、設置を要しない)

建築基準法施行令第 126 条の 5 の構造に適合

宿泊室の床面積の合計が 50 ㎡を超える場合又は届出住宅内に家主が不在の場合で、届出住宅の複数の宿泊室に同時に複数のグループを宿泊させる場合

次の A から C のいずれかを満たしていること

A) 防火の区画等の措置

宿泊室と避難経路の間を準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる又は準耐火構造の壁で区画されており、当該部分の天井が強化天井である

4 以上の宿泊室が隣接する場合

3 室以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる

隣接する 2 以上の宿泊室の床面積の合計が 100 ㎡を超える場合

100 ㎡以内ごとに準耐火構造の壁で区画し、その壁を小屋裏又は天井裏まで到達させる

給水管等が防火の区画を貫通する場合

建築基準法施行令第 112 条第 15 項又は第 16 項に適合

B) 自動火災報知設備等の措置

消防法令に定められている技術上の基準に適合するものを設置

居室から直接屋外への出口等に避難できる又は居室の出口から屋外への出口の歩行距離を 8m 以下 (主たる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料にした場合は 16m 以下) とし、壁及び戸によって通路と宿泊室を区画

C) スプリンクラー等の措置

床面積が 200 ㎡以下の階又は床面積 200 ㎡以内ごとに準耐火構造の壁・防火設備で区画されている部分に、消防法令に定められている技術上の基準に適合するものを設置

届出住宅が一戸建ての住宅又は長屋の場合で、以下に該当する項目がある

2 階以上の各階の宿泊室の床面積の合計が 100 ㎡を超える場合 (主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で造られている場合は 200 ㎡)

2 以上の直通階段の設置

宿泊者使用部分の床面積の合計が 200 ㎡以上である場合、次のいずれかを満たしていること

耐火建築物、準耐火建築物等

宿泊者使用部分の居室及び避難経路における壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが、居室にあっては難燃材料、避難経路にあっては準不燃材料であること

各階における宿泊者使用部分の床面積の合計が 200 ㎡を超える場合 (地階にあっては 100 ㎡)、次のいずれかを満たしていること

3 室以下の専用の廊下を確保

廊下の幅が、両側に居室がある場合は 1.6m 以上、その他の場合は 1.2m 以上確保

	<p>□2階の宿泊者使用部分の床面積の合計が300㎡以上の場合</p> <p>□準耐火建築物</p> <p>□宿泊者使用部分が3階以上（延べ面積が200㎡未満であり、かつ警報設備が設けられている及び竪穴部分とそれ以外の部分が間仕切壁等で区画されている場合は4階以上）に設置されている場合</p> <p>□耐火建築物</p> <p>(4) 【届出者が賃借人である場合】</p> <p>□賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転賃を承諾したことを証する書面</p> <p>(5) 【届出者が転借人である場合】</p> <p>□賃借人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転賃物の転賃を承諾したことを証する書面</p> <p>(6) 【分譲マンションの場合】</p> <p>□専用部分の用途に関する管理規約の写し （□規約に定めがない場合は、住宅宿泊事業を反対する意思がないことの確認をした書類（県様式：別記第2号様式））</p> <p>(7) 【家主不在型、または居室数が6以上で管理業務を住宅宿泊管理者に委託する場合】</p> <p>□管理受託契約の締結時の書面の写し</p> <p>(8) □消防法令適合通知書</p>	<p>賃借人に共有者がいる場合は、共有者全員分</p> <p>賃借人に共有者がいる場合は、共有者全員分</p>
届出者が個人の場合	<p>(1) □届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 【市町村役場：身分証明書（外国籍の場合）公証人役場：宣言書】</p> <p>(2) □営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その登記事項証明書（□登記事項証明書のかわりに、登記情報提供サービスによる「照合番号及び発行年月日」の入力によることも可）</p> <p>(3) □次の欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式B）</p> <p>① 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの</p> <p>② 破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの</p> <p>③ 法第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命じられ、その命令から3年を経過しない者</p> <p>④ 禁錮以上の刑に処せられ、または住宅宿泊事業法もしくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者</p> <p>⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団でなくなった日から5年を経過しない者</p>	<p>連名の場合 連名者全員分</p> <p>連名の場合 連名者全員分</p>

	<p>⑥ 営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が、上記の①から⑤までのいずれかに該当するもの ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 連名の場合の別紙</p>	連名の場合
届出者が法人の場合	<p>(1) <input type="checkbox"/> 定款又は寄付行為</p> <p>(2) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 (<input type="checkbox"/> 登記事項証明書のかわりに、登記情報提供サービスによる「照合番号 及び 発行年月日」の入力によることも可)</p> <p>(3) <input type="checkbox"/> 役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書 【市町村役場：身分証明書、（外国籍の場合）公証人役場：宣言書】</p> <p>(4) <input type="checkbox"/> 次の欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面 (様式 A) ① 破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの ② 法第 16 条第 2 項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命じられ、その命令から 3 年を経過しない者 ③ 禁錮以上の刑に処せられ、または住宅宿泊事業法もしくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過しない者 ④ 法人であって、その役員のうち、上記「届出者が個人の場合(3) ①～⑤」のいずれかに該当するものがある者 ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	
県独自	<p><input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業の適正な運営に係る証明書（県様式：別記第 1 号様式）</p> <p>事業を営もうとする住宅に関する事項を記載 様式 7 (1) 苦情等への適切かつ迅速な対応のために講ずる措置として次の事項を記載 苦情対応者の配置状況（駆けつけ要件を満たしていること） <input type="checkbox"/> 家主居住で管理を委託していない <input type="checkbox"/> 同じ集合建物に駐在（管理を委託している） <input type="checkbox"/> 徒歩でおおよそ 10 分以内に駐在（管理を委託している）</p>	民泊制度運営システムの「その他添付書類 1」にアップロード
	<p><input type="checkbox"/> 自治会・管理組合への説明と意見を求めた記録（任意様式） <input type="checkbox"/> 説明した相手・年月日・場所 <input type="checkbox"/> 説明した内容及び交付した資料</p>	民泊制度運営システムの「その他添付書類 2」にアップロード
4 特記事項		

※届出書に添付してください。（書面による提出が不要の場合を除く。）

・ 公的機関の証明書は、届出日前 3 カ月以内に発行されたものが必要です。